

2007年度 臨時総会

2007年10月1日（月） 弁護士会館クレオ

第1号議案 「懲戒委員会会規」の一部改正の件

◎承認（賛成多数）

<内容>

本年3月1日及び5月25日に開催された日弁連総会において、日弁連が「懲戒処分の公告及び公表等に関する規程」を一部改正したことにならない、本会の「懲戒委員会会規」を次のとおり一部改正する。

- ①平成18年6月1日から施行された日弁連の「法律事務所等の名称等に関する規程」に従い、被懲戒処分弁護士法人の主たる事務所には、法人名称とは別に固有の事務所名を付す。
- ②懲戒書の記載事項から「住所」を削除し、事務所の「所在地」を加える。
- ③弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）の懲戒にかかる情報を日本司法支援センターに正確に把握させる必要があることから、弁護士等が懲戒処分を受けたとき（戒告処分の場合を除く。）、その旨を日本司法支援センターに通知する。なお、日弁連の「懲戒処分の公告及び公表等に関する規程」の改正施行日が本年7月1日であることから、本会も本年7月1日からの遡及適用とする。

第2号議案 「懲戒処分の公表等に関する会規」の一部改正の件

◎承認（賛成多数）

<内容>

「懲戒処分の公表等に関する会規」の一部を次のとおり改正する。

- ①平成18年6月1日から施行された日弁連の「法律事務所等の名称等に関する規程」に従い、被懲戒処分弁護士法人の主たる事務所には、法人名称とは別に固有の事務所名を付す。
- ②日弁連が懲戒処分の内容を公告する際の記載事項から被懲戒処分者の自宅住所を削除したことにあわせ、本会の懲戒処分等の公表事項から「住所」を削除する。

第3号議案 弁護士補償事業の廃業に伴う「東京弁護士会会則」の一部改正の件

◎承認（賛成多数）

<内容>

保険業法の改正（平成18年4月施行）により、本会の弁護士補償事業は、根拠法のない共済事業として改正保険業法の規制の対象となるものとされ、暫定的に特定保険

業者の届出を昨年9月にして現在事業を継続しているものの、平成20年3月末日までに廃止する必要がある。

そこで、「東京弁護士会会則」の一部を改正し、同会則第28条（弁護士補償）の全部削除、第88条（厚生委員会の職務）中の「弁護士補償制度事業及び」の文言の削除及び第124条（弁護士補償資金）の全部削除を行なう。

第4号議案 弁護士補償事業の廃業に伴う「弁護士補償会規」の廃止の件

◎承認（賛成多数）

<内容>

平成20年3月31日限りで現在の弁護士補償事業を廃業するに伴い、「弁護士補償会規」を全面的に廃止する。

ただし、平成20年3月31日までに従前の補償事業の給付金の該当事由が発生した会員については、その請求権を保証する必要があるため、経過規定として、平成21年3月31日まで請求できることとする。

第5号議案 「東京弁護士会会則（第27条）」の一部改正の件

◎承認（賛成多数）

<内容>

本会会費免除の扱いを日弁連の会費免除と同じく、在会50年以上の弁護士会員及び77歳に達し、かつ、在会が通算して20年以上である弁護士会員については、いずれも当該年数に達した日の属する月から免除するように会則27条4項を改正する。

また、弁護士補償事業が廃業されることから、この部分も削除する。

第6号議案 「国選付添人推薦に関する会規」の全部改正の件

◎承認（賛成多数）

<内容>

少年法等の一部を改正する法律（平成19年法律第68号）の成立により、国選付添人制度について一定の発展が実現し国選付添人の選任に関する業務が日本司法支援センターの本来業務として新たに加わるようになったことに対応するとともに、国選付添人推薦に関して「子どもの人権と少年法に関する特別委員会」が果たすべき役割を明確化しより充実した推薦制度を実現するため、国選付添人推薦に関する会規（平成13年5月31日制定）の全部を改正する。